



2022年5月16日

各 位

会 社 名 西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 一 明
(コード番号 9021 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 小 澤 裕 一

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第35回定時株主総会（2022年6月23日）に付議する定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行について

2022年1月31日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料電子提供措置制度が創設され、2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、株主の皆様等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」。）の開催が可能となりました。

当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の進展等を念頭に、株主総会の開催方法を複数に拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、このバーチャルオンリー株主総会の開催につきましては、当面は新たな感染症のパンデミックや大規模災害の発生等、緊急的事態が発生し、株主総会を現実に開催のうえ株主の皆様にご出席頂くことが著しく困難な場合でかつ、開催準備が可能な場合に限り実施することとします。また、実際の開催にあたっては、通信障害への対応も含めた情報通信基盤が一定程度整備され、インターネット上においても株主の皆様との対話や権利行使が円滑に実施可能か等を取締役会において慎重に検討、判断のうえ実施いたします。

(4) その他、上記変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、当該定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたしますが、現行定款第16条の変更につきましては、附則により「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日から効力を生ずるものといたします。

また、現行定款第14条の変更につきましては、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資するものとして、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月23日

以上

別紙

(下線は変更案を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第11条 本会社における株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 本会社における株式に関する取扱いについては、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第13条 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第13条 (現行どおり)
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集) 第14条 (条文省略)	(株主総会の招集) 第14条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設)	3 本会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。
第15条 (条文省略)	第15条 (現行どおり)

<p><u>(株主総会参考書類等の電子開示)</u></p> <p><u>第 16 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令の定めに従い電磁的方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第 16 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>第 17 条～第 19 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条～第 19 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 20 条 本会社に 40 名以内の取締役を置く。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 20 条 本会社に 20 名以内の取締役を置く。</u></p> <p><u>2 本会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任決議)</p> <p><u>第 21 条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任決議)</p> <p><u>第 21 条 取締役の選任の決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 22 条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の</u></p>

	<p><u>時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 本会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。</p> <p>2 ~ 7 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 本会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2 ~ 7 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>2 ~ 3 (条文省略)</p> <p>4 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各取締役<u>及び各監査役</u>にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6 (条文省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 ~ 3 (現行どおり)</p> <p>4 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>6 (現行どおり)</p>
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 27 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 27 条 本会社に 6 名以内の監査役を置く。</u></p> <p><u>(監査役の選任決議)</u></p> <p>第 28 条 第 21 条第 1 項の規定は、監査役</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

に準用する。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 挿欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(削除)

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役若干名を選定する。

(削除)

(監査役会)

第 31 条 監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(削除)

(社外監査役との責任限定契約)

第 32 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削除)

(新設)

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(新設)

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会を招集するには、会日の 3 日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

(参考)

2022年5月16日
西日本旅客鉄道株式会社

当社は、本日開催の取締役会において、第35回定時株主総会の目的である事項について、下記のとおり決議いたしましたので、ご参考に供します。

なお、2022年4月28日開催の取締役会において、開催日時及び開催場所を決議しておりますので、あわせてご参考に供します。

また、開催に際し、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた必要な感染予防措置を講じる予定です。

記

1. 開催日時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

2. 開催場所 大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第35期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件（1）
第3号議案 定款一部変更の件（2）
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第9号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式交付のための報酬決定の件

4. その他

剰余金の配当が効力を生じる日：2022年6月24日（金曜日）

以上